

邑智郡地域連携推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、邑智郡地域連携推進協議会（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 邑智郡内の医療機関・介護福祉関連施設がそれぞれの役割・機能等の情報を共有し、行政をも含めて連携を強化することにより住民が安心して暮らせる医療・介護提供体制づくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため次のものをもって構成する。

- (1) 邑智郡医師会
- (2) 邑智郡内医療、歯科診療機関
- (3) 邑智郡内保険薬局
- (4) 邑智郡内介護福祉関連施設
- (5) 邑智郡3町の保健医療担当課
- (6) 県央保健所
- (7) その他協議会長が必要と認めた者

(検討事項)

第4条 この協議会は、以下の事項について協議、検討する。

- (1) 島根県や邑智郡3町の保健医療計画に沿った各医療機関・介護福祉関連施設との情報交換
- (2) 各医療機関・介護福祉関連施設の連携について
- (3) それぞれの施設への要望等について
- (4) 地域連携ハンドブックの構成
- (5) その他地域の医療・介護・福祉について必要なこと

(協議会長)

第5条 邑智郡医師会会長の職にある者が協議会長となる。

(会議)

第6条 会議は、年3回程度開催する。

- 2 会議は、協議会長が招集する。
- 3 議長は、参加した構成員の中から互選する。
- 4 会議は、招集された構成員によって協議する。
- 5 会議録を作成し、大田圏域地域保健医療対策会議医療・介護連携部会へ報告する。

(関係者の出席)

第7条 協議会長は、必要があると認めるときは構成員以外の者を協議会に出席させ、助言や説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、邑智郡公立病院組合に置く。

附 則

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

改正 平成21年2月18日（第3条第1項第2号に「歯科診療機関」を追加）

附 則

改正 平成30年4月26日（第3条第1項、第3条第1項第4号及び第4条第1項第1号の文言整理、第4条第1項第4号に「地域連携ハンドブックの構成」を追加、第6条第1項第5号「大田圏域地域保健医療対策会議医療・介護連携部会」に文言変更、第8条第1項に「邑智郡公立病院組合」の文言追加）

附 則

改正 平成31年1月10日（第3条第1項第3号に「邑智郡内保険薬局」を追加）